

2015(平成27)年度独立行政法人国際協力機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成27年度独立行政法人国際協力機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 機構における平成26年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は3,753件、契約金額は1,269億円である。また、競争性のある契約は3,073件(81.9%)、1,172億円(92.3%)、競争性のない契約は680件(18.1%)、97億円(7.7%)となっている。

競争性のない契約の割合は平成25年度と比較して、件数はほぼ横ばい、金額は減少している(件数は0.3%の増、金額は9.4%の減)。これは平成25年度に一部脆弱国における国際機関等との契約等により金額が一時的に増加していたことの反動の側面もある。

表1 平成26年度の国際協力機構の調達全体像 (単位: 件、億円)

	平成25年度		平成26年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	379 (10.1%)	170 (13.9%)	369 (9.8%)	216 (17.0%)	△10 (△0.3%)	46 (3.1%)
企画競争・公募	2,701 (72.0%)	841 (69.0%)	2,704 (72.0%)	955 (75.3%)	3 (0.0%)	114 (6.3%)
競争性のある契約(小計)	3,080 (82.2%)	1,011 (82.9%)	3,073 (81.9%)	1,172 (92.3%)	△7 (△0.2%)	161 (9.4%)
競争性のない随意契約	669 (17.8%)	209 (17.1%)	680 (18.1%)	97 (7.7%)	11 (0.3%)	△112 (△9.4%)
合計	3,749 (100%)	1,220 (100%)	3,753 (100%)	1,269 (100%)	4	49

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

- (2) 機構における平成26年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は1,335件(43.7%)、契約金額は633億円(54.9%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに増加している(件数は0.6%の増、金額は3.1%の増)。件数については実質継続契約の増加、金額については新規参入の確保を企図して「契約の複数年度化(契約金額の大型化)」を行ったにもかかわらず、結果として複数者の応札・応募とならなかったことが主要な要因である。

表2 平成26年度の国際協力機構の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		平成25年度	平成26年度	比較増△減
2者以上	件数	1,744 (56.9%)	1,719 (56.3%)	△25 (△0.6%)
	金額	479 (48.2%)	521 (45.1%)	42 (△3.1%)
1者	件数	1,320 (43.1%)	1,335 (43.7%)	15 (0.6%)
	金額	515 (51.8%)	633 (54.9%)	118 (3.1%)
合計	件数	3,064 (100%)	3,054 (100%)	△10
	金額	994 (100%)	1,154 (100%)	160

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

実質継続契約を含まない一者応札・応募の状況は表3のようになっており、契約件数は659件(27.6%)、契約金額は385億円(42.4%)である。

実質継続契約を除く一者応札・応募の件数は、前年度と比較して1.2%の減となっている。

表3 平成26年度の国際協力機構の一者応札・応募状況(JICA基準)

(単位:件、億円)

		平成25年度	平成26年度	比較増△減
2者以上	件数	1,760 (71.2%)	1,725 (72.4%)	△35 (1.2%)
	金額	496 (62.1%)	522 (57.6%)	26 (△4.5%)
1者	件数	713 (28.8%)	659 (27.6%)	△54 (△1.2%)
	金額	302 (37.9%)	385 (42.4%)	83 (4.5%)
合計	件数	2,473 (100%)	2,384 (100%)	△89
	金額	798 (100%)	907 (100%)	109

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

(注4) 実質継続契約を含まない

(3) 発展途上国において事業を展開するため、以下のような業務については競争性が限定される場合がある。

- ① 治安に懸念のある国での業務
- ② 市場や制度等が未整備である国における業務
- ③ コンサルタントの供給が限定的な分野における業務
- ④ 災害復興対策等に係る極めて緊急性の高い業務
- ⑤ 極めて特殊性・専門性の高い業務(例:中央銀行システム等)
- ⑥ 日本のリソースを集結して臨むべき業務(例:新幹線等)

表4 平成26年度のコンサルタント等契約及び国内・在外契約の割合 (単位:件、億円)

		件数	金額
国内契約	コンサルタント等契約	1,117 (29.8%)	654 (51.5%)
	一般契約 (その他の契約)	1,579 (42.1%)	508 (40.0%)
在外契約		1,057 (28.2%)	107 (8.4%)
合 計		3,753 (100%)	1,269 (100%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、契約の競争性の拡大及び調達関連事務の合理化・適正化に重点的に取り組むこととし、具体的には以下の通り、調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 契約の競争性の拡大

- ① 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減に関する取組として、契約実績の定期的モニタリングと分析の実施、契約監視委員会等における点検の継続的な実施を図る。
- ② コンサルタント等契約の手続きの更なる改善として、契約管理及び実績評価の改善、説明会等を通じた企業等との対話強化、総合評価落札方式の実施・モニタリング・制度改善に継続的に取り組む。また、公示予定案件の公表件数を拡大し、企業等が応募しやすい環境を整える
- ③ 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、競争性のない随意契約について、運用状況のモニタリングとガイドラインへの反映を図るとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施する。

【検討・実施結果】

(2) 調達関連事務の合理化・適正化

- ① コンサルタント等契約における応募、選定及び契約管理手続きの合理化、精算手続きの簡素化を図る。また、改訂した制度・手続きの実施状況をモニタリングし、必要に応じて業務フローの見直しを行う。
- ② 一般契約において、仕様書記載事項の整理及び選定に係る書式・雛型を整備し、事務手続きの合理化・簡素化を図る。また、一括発注が可能な役務及び物品の調達について、本部において一括調達を実施することにより、事務効率化及び経費節減を促進する。
- ③ 民間連携事業における調達手続きを整理し、合理化を図る。
- ④ 輸出管理を含む機材調達事務の合理化を進めるとともに、説明会を開催し機構内外に周知・徹底を図る。
- ⑤ 海外拠点における調達実施体制の適正化に向けて、本部における在外調達支援体制を強化・拡充する。また、海外拠点における調達手続きに関する参考資料の整備を行うとともに、短期在外調達支援要員を計画的に派遣し、現地職員の育成と現地の体制整備を図る。

【検討・実施結果】

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 競争性の無い随意契約に関する内部統制の継続

新たに競争性の無い随意契約を締結することとなる案件については、調達部に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

【調達部による点検件数】

(2) 契約の透明性の向上

① 契約の透明性を一層向上させる観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、一定の関係のある法人との契約実績等の公表等、これまでの取組を継続し、定着を図る。また、コンサルタント等契約の外部審査については対象案件を増加させる。

② 適正な事業実施に向けて、コンサルタント等契約における再委託契約の抽出検査等の取組を継続する。また、不正行為等に関する情報に対しては適切に調査を行い、不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。

【検討・実施結果】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、調達部担当理事を総括責任者とし、調達部の主導により調達等合理化に取り組む。また、取組の進捗、結果等について、内部統制を担当する総務部担当理事に報告する。

総括責任者 調達部担当理事

副総括責任者 調達部長

(2) 契約監視委員会による点検

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、2回連続の一者応札・応募契約、特命随意契約及び一者応札・応募契約のうち契約監視委員により抽出された案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

(3)「コンサルタント等契約における競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の着実な実施

外部有識者による委員会により策定された「コンサルタント等契約における競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の各項目の施行に際しては、コンサルタント業界との対話を十分に行いつつ進め、進捗状況についても適時に共有する。また、進捗状況については機構内部において四半期毎に進捗状況のモニタリングを行う他、アクション

プラン策定に携わった外部有識者の確認を得る。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表する。また、新たな取組の追加等があった場合には、計画の改定を行う。

以上